

○西東京市スポーツ施設等指定管理者候補選定委員会設置要綱

西東京市スポーツ施設等指定管理者候補選定委員会設置要綱

第1 設置

西東京市スポーツ施設条例（平成17年西東京市条例第24号）に規定する西東京市スポーツ施設（以下「スポーツ施設」という。）及び田無市民公園内にある市民公園グラウンドを管理運営する地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2に規定する指定管理者の候補（以下「指定候補者」という。）を公募により選定するため、西東京市スポーツ施設等指定管理者候補選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

第2 所掌事務

委員会は、公募により指定候補者を選定するに当たり、次に掲げる事項について調査及び検討を行うとともに、指定候補者を選定し、市長に報告する。

- (1) 指定候補者の選定の審査基準の策定に関すること。
- (2) 指定候補者の選定の公募要項の策定に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、指定候補者の選定に関し市長が必要と認めること。

第3 組織

委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 副市長
- (2) 生活文化スポーツ部長
- (3) 企画部企画政策課長
- (4) 企画部財政課長
- (5) 生活文化スポーツ部スポーツ振興課長
- (6) みどり環境部みどり公園課長
- (7) 西東京市スポーツ推進審議会委員の代表者

2 委員は、指定候補者の公募に応じる者と利害関係があつてはならない。

第4 任期

委員の任期は、市長に依頼された日から第2に規定する報告をする日までとする。

第5 委員長及び副委員長

委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、副市長をもって充て、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、生活文化スポーツ部長をもって充て、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

第6 会議

委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開催することができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

第7 意見の聴取

委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴き、資料の提出を求めることができる。

第8 委員の責務

委員は、公正かつ公平に調査及び検討を行わなければならない。

第9 禁止事項

委員は、委員会を通じて知り得た情報を公表してはならない。その職を退いた後も同様とする。ただし、市が公表した情報については、この限りでない。

第10 庶務

委員会の庶務は、生活文化スポーツ部スポーツ振興課において処理する。

第11 その他

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年9月22日から施行する。